

## 審議事項 重層的支援体制整備事業実施計画の見直しについて

本市の重層事業実施計画は、実施期間を1年間とし、第1回専門分科会での報告のとおり、令和7年4月に改正したところである。令和8年度には事業の本格実施から3年目を迎えること、国から事業の評価・検証を求められるよう取り巻く状況が変化してきたことを踏まえ、事業の実施目標や評価指標を盛り込み、計画の見直しを行う。

### 重層事業実施計画に定めるべき内容(1)



令和3年3月31日付の国の通知(「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について)において、重層事業実施計画には次の①～④を盛り込むよう示されている。

① 地域における高齢・障害・こども・生活困窮・その他の福祉に関する基本方針

(例) 事業全体の実施目的、各分野の事業に共通する基本方針など

② 重層事業について、包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業のそれぞれの提供体制に関する事項

③ 重層事業の事業目標・評価指標

(例) 包括的相談支援事業における相談受付件数、参加支援事業の支援対象者数・協力事業者数、地域づくり事業の拠点数・参加者数・参加機関数など

④ 関係機関間の一体的な連携に関する事項

(例) 関係機関間の情報連携、重層的支援会議の実施方法など



前述の4点を十分に議論をし、実施するためには相当な時間がかかると見込まれることから、国は、「**必須の記載事項**」と「**重層事業開始時では任意の記載事項**」に分けて更に整理している。

### 必須の記載事項

- 相談支援機関、地域づくりに向けた支援事業の拠点等の設置箇所数、設置形態(基本型、統合型、地域型)
- 参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制(委託の有無を含む実施主体、配置人数などどのような体制で設置するか等)
- 重層的支援会議の実施方法
- 支援関係機関間の連携に関する事項

### 任意の記載事項

- 重層事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉に関する基本方針
- 重層事業の事業目標
- 重層事業の事業評価・見直しに関する事項

本市の現行の重層事業実施計画には、**任意の記載事項を盛り込むことができていない。**

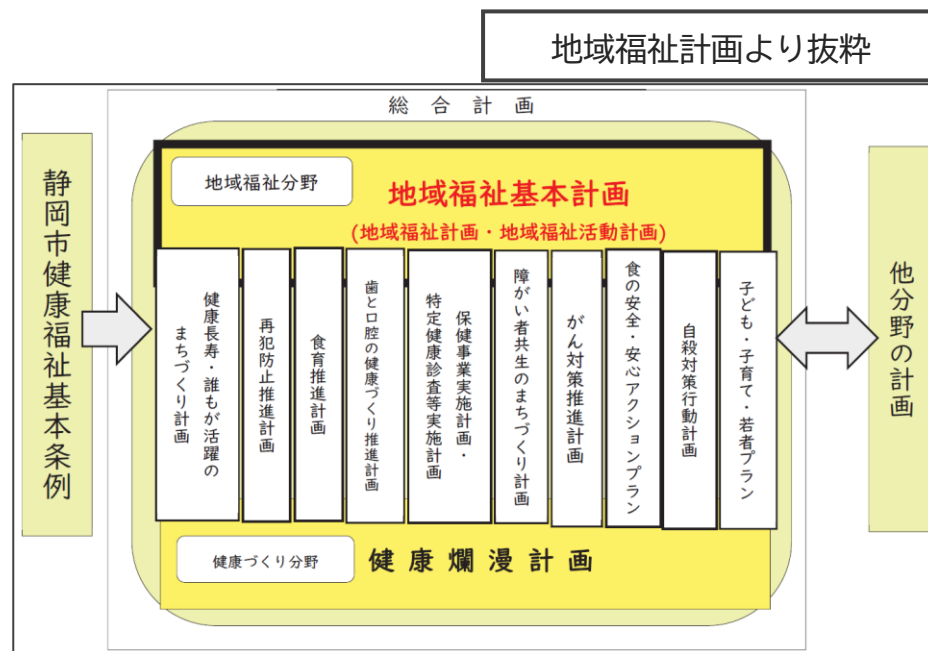


## 重層事業実施計画について、社会福祉法(第106条の5)に示される内容

- 重層事業を実施するときは、重層事業実施計画の策定に努める（第1項）
- 重層事業実施計画を策定・変更するときには、地域住民、支援関係機関、その他の関係者の意見を適切に反映するよう努める（第2項）
- 重層事業実施計画は、**地域福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の計画と調和が保たれたものでなければならない**（第3項）
- 重層事業実施計画を策定・変更したときは公表するよう努める（第4項）
- 重層事業実施計画の策定・変更に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める（第5項）

## 他の計画との整合

- 法で示されるとおり、重層事業実施計画は、他の計画との整合が図られている必要がある。
- 健康や福祉に関する計画が複数策定されているが、**地域福祉計画**は、第4次総合計画の内容や関係する諸計画とも整合を図りながら策定されている。
- 地域福祉計画の目標との整合を図ることで、本市の福祉分野における諸計画との整合を図ることができるものと捉えている。





## 地域福祉計画における位置づけ

地域福祉計画では、5つの基本目標を定め、各目標に対して取組の視点を定めている。

重層事業は、この5の基本目標のうち、「寄り添う～しくみづくり～」に位置付けられ、

取組の視点は、3つ目の「複合的な問題に対応する分野を超えた支援体制を構築します」に含まれる。





改定のポイント(新たに記載すべき項目)を、次の①～⑤のとおりと定め、特に赤字で示した③～⑤について検討が必要なものと捉えている。

## ① 支援関係機関間の連携に関する記載

個別事例に対する検討としては、既に重層的支援会議の実施について記載している。支援関係機関間の連携強化の会議体として、庁内連携会議を設定・実施しており、本会議体に関する記載を追加予定である。

## ② 各分野(高齢、障害、児童、生活困窮社)の基本方針に関する記載

各分野において、計画等を定め、基本方針を示していることから、重層事業実施計画にそれらをすべての掲載は行わない。しかし、関連する計画等を重層事業実施計画の中で示し、各分野との関連性を明らかにする。

## ③ 重層事業の実施目標

地域福祉計画の記載を基に、本市における重層事業の実施目標を設定する。

## ④ 重層事業実施計画における評価指標

地域福祉計画実施計画の内容を基にしながら、重層事業実施により得られた成果や効果を確認できる内容を設定する。

## ⑤ 計画の見直し時期

実施目標は、地域福祉計画に合わせて4年ごと評価。評価指標は、項目によって4年ごと又は毎年評価。掲載される各事業の実施体制、法・制度の改正によるものは毎年見直しを実施する。



地域福祉計画に定める基本目標や取組の視点に基づき、重層事業実施計画における実施目標として、以下の内容を設定したいと考えている。

### 実施目標(案)

複合的な問題に対する、分野を超えた支援体制を構築します。

社会情勢の悪化や価値観の多様化などで、これまでの制度では対応できないような8050問題やヤングケアラーの問題など、より複雑な課題が顕在化してきました。それらの複合的な問題や制度の狭間の問題を解決するために、福祉専門機関のみならず、多業種・多職種で連携し、属性や世代に捉われることなく相談を受け止められる支援体制を構築します。

- 実施目標(案)は、「地域福祉計画(P.34) 基本目標2 取組の視点2-3」の記載と同一の内容である。
- この取組の視点では、複合的な問題や制度の狭間の問題を解決すべく、他分野・多機関での支援体制構築をうたっており、重層事業の内容と合致するものとして捉えている。
- 既に設定されている取組の視点と合わせることで、地域福祉計画の目指す方向性からぶれることなく、事業の実施が可能であると考え、整合性という点からも目標として適切なものと捉えている。



重層事業の評価指標については、以下の3点を考えている。

## 評価指標(案)

- ① 重層事業の実施によって支援機関同士の連携が円滑になったと感じる支援機関の割合
- ② 多機関協働事業における相談受付数、会議開催数等の統計
- ③ 関係課が所管する事業の目標値に対する達成状況

### ①について

- 庁内外の相談支援機関に対して、令和8年度にアンケート調査を実施予定。
- 円滑になった(反対に、円滑になっていない)と感じる場合には、その対象機関や分野も回答いただくような設問を設定する予定。

### ②について

- 重層事業のうち、多機関協働事業に関する各種件数等を集計し、連携体制が強固な分野や、より強化が必要な分野の把握に努め、体制整備に向けた取り組みを実施する。

### ③について

- 重層事業には複数の課の業務が関わるため、地域福祉計画実施計画に掲載される各課事業のうち、重層事業に関連する事業の達成状況を調査し、評価を実施する。
- 各事業の調査は、地域福祉計画実施計画の進捗に関する調査と一体的に行うものとする。



重層事業は、事業の開始から年数が浅く、国の実施方針も流動的に見直されていることや、関連する事業の実施内容や実施体制が変化する可能性があることから、現行の重層事業実施計画は、毎年見直しを行っている。しかし、項目や内容によっては毎年ではなく、複数年をかけて評価や見直しを行うことが望ましいと考えている。

前述のとおり、重層事業実施計画は地域福祉計画との関連性が強く、地域福祉計画実施計画の策定期間が4年間であるため、タイミングを合わせ、評価・見直しの時期を以下のとおり整理した。

## 4年ごとに評価・見直しを行う項目

- 重層事業の実施目標
- 評価指標案-① 重層事業の実施によって支援機関同士の連携が円滑になったと感じる支援機関の割合

## 毎年評価・見直しを行う項目

- 法や制度の改正による変更点
- 重層事業の関連事業として新たに実施される事業の有無
- 掲載される各事業の実施内容や実施体制
- 評価指標案-② 多機関協働事業における相談受付数、会議開催数等の統計
- 評価指標案-③ 関係課が所管する事業の目標値に対する達成状況



## 地域福祉計画実施計画 各事業の目標調査（調査中）

地域福祉計画実施計画に掲載される事業について、令和8年度分の目標等の調査を実施。

## 重層的支援体制整備事業 庁内連携会議（令和8年2月）

本分科会での意見を踏まえた内容を共有し、庁内関係各課に意見を求める。

## 重層事業実施計画(改正)の実施（令和8年4月1日～）

改正後の重層事業実施計画に沿った事業を実施。

R9年度以降の実施計画の評価指標に反映するため、各相談支援機関に対するアンケート調査を実施。

## 国が示す評価指標について

- 重層事業の今後の取扱いとして国から通知等が示される中で、**各市町村において重層事業の評価・検証を行うよう求められている。**
- 包括的な支援体制の整備に向け、各分野の支援関係機関や支援者の対応力が向上しているか、関係機関等の連携体制の構築が図られているか等の観点で評価を行うこととされ、**各市町村が自ら評価できるよう、国が指標やその考え方を示す**とされている。
- 今後、国から示される評価指標も、本市が検討している目標・指標とともに計画に含めていく予定である。

(案)

# 静岡市重層的支援体制整備事業 実施計画

令和 年 月

静岡市保健福祉長寿局福祉総務課

## 1 はじめに ～計画策定にあたって～

### (1)事業創設の背景

少子高齢化や、人口減少、人々のライフスタイルが多様化する中での福祉的ニーズの複合化・複雑化、地域住民のつながりの希薄化など社会構造が大きく変化する中で、住み慣れた地域で支え合いながら安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、誰もが支え合い誰もが主役となって居場所と役割を持てるような地域共生社会の実現に向けた取組を進めるため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（以下、「法」という。）において、重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業の目的は、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題など、日常生活を営む上で生じる地域生活課題の解決のための包括的な支援体制を整備することにあります。

本市では、既存の取組を活かしつつ、第4次静岡市地域福祉基本計画（以下、本市地域福祉計画と記載）の理念である「だれもがここで暮らし続けたいと思う地域をめざして～みんなでつくる ともに支え合うまち しずおか～」を目指すべく、ここに当該事業の実施体制に関する事項を定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定します。

#### 関連する諸計画

- ・ 第4次静岡市地域福祉基本計画
- ・ 静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画
- ・ 静岡市障がい者共生のまちづくり計画
- ・ 静岡市子ども子育て若者プラン

### (2)重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業は、市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するために、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。①～③を一体的に実施することを支えるための事業として、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と⑤多機関協働事業が位置付けられており、①～⑤が個々に独立して機能するのではなく、図1に示すようにそれぞれの事業を連動させ、一体的に展開することでより一層の効果が得られると考えられます。

図1 重層的支援体制整備事業の概要図

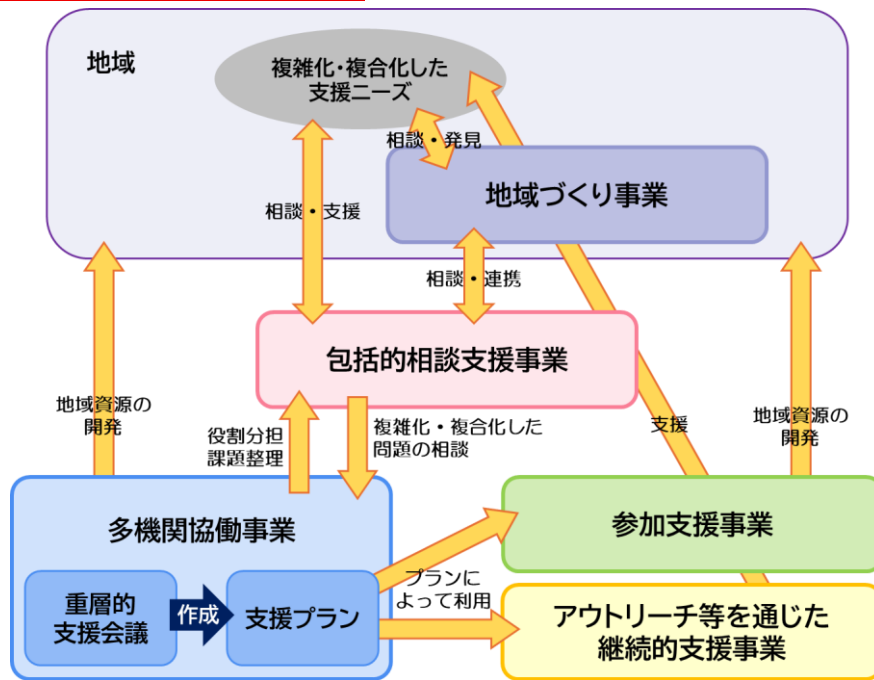


表1 社会福祉法における各事業の位置づけ

社会福祉法第106条の4第2項		既存制度の対象事業等
第1号(相談支援)	イ	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ	【障害】障害者相談支援事業
	ハ	【子ども】利用者支援事業
	ニ	【困窮】自立相談支援事業
第2号(参加支援)		<u>重層的支援体制整備事業により新たに位置付けられた事業</u>
第3号(地域づくりに向けた支援)	イ	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業)
	ロ	【介護】生活支援体制整備事業
	ハ	【障害】地域活動支援センター機能強化事業
	ニ	【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)		<u>重層的支援体制整備事業により新たに位置付けられた事業</u>
第5号(多機関協働)		
第6号(支援プランの作成)		

### (3)計画の位置づけ

本実施計画は、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」です。また、本市地域福祉計画における基本目標2「寄り添う ～しくみづくり～ 一人ひとりが望む支援を届けます【包括的支援】」のための取組である重層的支援体制整備事業の実施に関する具体的な計画を定めるものです。

### (4)実施目標

本実施計画の実施目標として、本市地域福祉計画における取組の視点に基づき、次のとおり実施目標を定めます。

複合的な問題に対する、分野を超えた支援体制を構築します。

社会情勢の悪化や価値観の多様化などで、これまでの制度では対応できないような8050問題やヤングケアラーの問題など、より複雑な課題が顕在化してきました。それらの複合的な問題や制度の狭間の問題を解決するために、福祉専門機関のみならず、多業種・多職種で連携し、属性や世代に捉われることなく相談を受け止められる支援体制を構築します。

### (5)実施計画の評価

#### ア 相談支援機関に対する調査に基づく評価

関係機関間の連携体制やその変化に関する調査を実施し、反映を予定しています。調査は令和8年度に実施します。

#### イ 多機関協働事業の統計に基づく評価

多機関協働事業における相談受付数及び会議開催数を集計し、連携体制が強固な分野や、より強化が必要な分野の把握に努め、体制整備に向けた取組に活用するものとします。

令和8年4月の改定時に、令和7年度時点の数値等を掲載します。

#### ウ 関連事業の目標と評価指標

表1に示したとおり、重層的支援体制整備事業は、様々な事業と関連しながら実施されるものであるため、本市地域福祉計画の実施計画に掲載される各事業のうち、重層的支援体制整備事業に関連する事業の目標及び評価指標を、本実施計画の評価指標として用いるものとします。(該当事業、目標及び評価指標は別紙に記載のとおり)

各事業の目標及び評価の調査は、本市地域福祉計画の進捗調査と合わせて実施します。

## (6)計画の期間

本実施計画は、令和8年4月1日から令和9年3月31日の1年間を計画期間とします。

## (7)計画の進行管理

本事業の実施にあたっては、庁内関係各課や重層的支援体制整備事業に位置付けられる事業の実施事業者等との連携と、地域の実情に応じた実施体制の構築が必要となります。本実施計画で定めるのは、事業の具体的な計画であり、それは社会情勢や、地域福祉関連法の改正等に大きく影響を受ける可能性があることから、本事業に関わる庁内関係各課をはじめとした関連事業者等と事業評価に合わせて毎年度見直しを行うこととします。

なお、実施目標は、本市地域福祉計画との整合を図るため、本市地域福祉計画実施計画の評価時に見直しを行うこととします。

## 2 重層的支援体制整備事業において実施する事業

重層的支援体制整備事業の実施において、静岡市では、既存事業の活用と新規事業の立上げをそれぞれ行い、体制整備を目指していきます。

### (1)包括的相談支援事業(既存事業の活用)

介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、従来の機能をベースとしつつ、複合化・複雑化した支援ニーズを抱えたものの相談の受け止めや、相談者の課題の整理、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行います。また、当該相談支援事業者のみでは対応が困難な場合は、他の機関と連携して対応するほか、他の適切な機関につながります。対象者（世帯）の支援ニーズが複合化・複雑化しているため支援機関の役割分担を整理する必要がある事例などについては多機関協働事業者に支援を依頼します。

(該当事業は別紙のとおり)

### (2)地域づくり事業(既存事業の活用)

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備するなど、交流・参加・学び等の多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

(該当事業は別紙のとおり)

### (3)重層的支援体制整備事業により新たに位置付けられた事業

新たに位置付けられた事業として、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業の3つの事業に取り組みます。(表2のとおり)

表2 新たに位置付けられた事業

参加支援事業 [法第106条の4第2項第2号]	
運営形態	委託
実施体制	※アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と一体的に委託
所管課	福祉総務課
主な実施内容	既存の支援では対応できない本人や世帯に対応するため、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などをし、本人が希望する社会参加の場とのマッチングを行う。また、その後継続的なフォローを行うなど、本人が継続的に参加を続けられるよう支援を行う。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 [法第106条の4第2項第4号]	
運営形態	委託
実施体制	※参加支援事業と一体的に委託
所管課	福祉総務課
主な実施内容	必要な支援が届いていない方や地域社会からの孤立が長期にわたる方など、継続的な支援を必要とする本人との信頼関係の構築を目的として訪問等のアウトリーチ支援を行う。
多機関協働事業 [法第106条の4第2項第5号]	
運営形態	直営
所管課	福祉総務課
主な実施内容	<p>*重層的支援会議（支援会議）の設置</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の分野が関係する課題を有し、単一機関では対応が困難な事例</li> <li>・対応している機関が有する支援のネットワークを活用しても対応が困難な事例</li> <li>・現状を維持すると、将来的に課題が増大し、状況が悪化すると予測される事例</li> <li>・その他重層的支援会議（支援会議）の活用が望ましいと考えられる事例</li> </ul> <p>【構成メンバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファシリテーター</li> <li>・参加支援及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業者</li> <li>・事例関係者（既に支援にあたっている支援機関、今後連携を必要とすると思われる機関、事例に対してアドバイスができる機関等事例内容に応じて調整）</li> <li>・福祉総務課（事務局）</li> </ul>

**【開催頻度】**

定期開催（各区月1～2回）、必要に応じて随時開催

**【会議の機能】**

- ① 支援プランの作成
- ② 支援プランの評価・再検討・終結
- ③ 地域課題の検討

・当該会議の開催目的により、①～③の機能を使い分ける。

・重層的支援会議（支援会議）において地域課題が発見・把握された場合は、必要に応じて検討・対応が可能な所管課・機関・協議体等にも共有を図り、解消に向けた働きかけを実施する。

**【主催】**

福祉総務課

**【備考】**

・重層的支援会議は、会議開催について相談者（対象者）の同意を必須とする。相談者（対象者）の同意を得られない場合は、支援会議（法第106条の6）として実施する。

・重層的支援の基本的な流れは、図2のとおり。

**\*庁内連携会議の設置**

関係部局による重層的支援体制整備事業の協力体制の強化を図るために設置する。

**【構成メンバー】**

表3のとおり。

**【主催】**

福祉総務課

**【会議の機能】**

・重層的支援体制整備事業の推進に向けた課題の整理、検討等の実施。

・重層的支援体制整備事業に係る関係部局との連絡調整の実施。等

図2 重層的支援の基本的な流れ

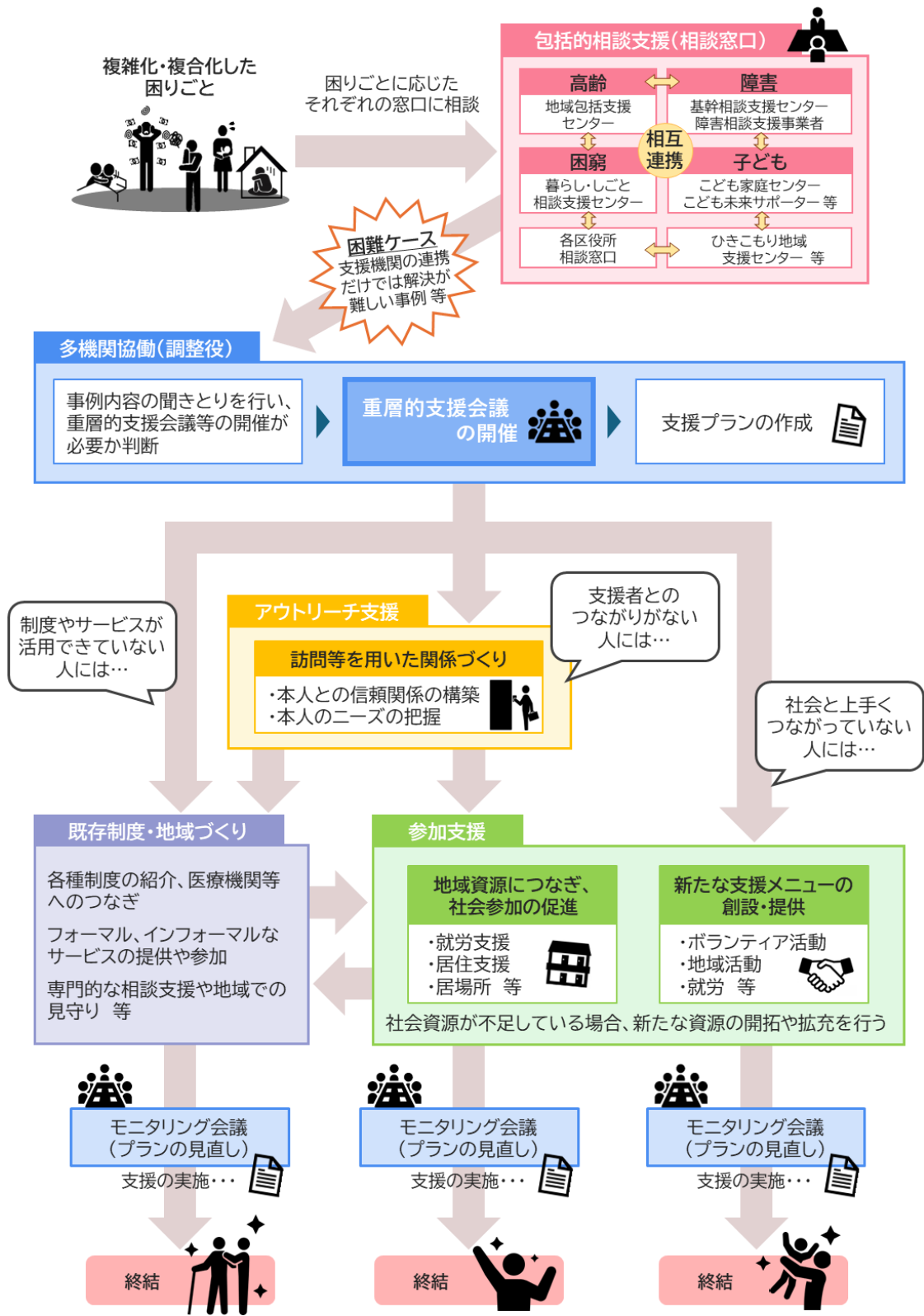


表3 庁内連携会議 構成メンバー

職名
葵福祉事務所生活支援課長
葵福祉事務所障害者支援課長
葵福祉事務所子育て支援課長
葵福祉事務所高齢介護課長
駿河福祉事務所生活支援課長
駿河福祉事務所障害者支援課長
駿河福祉事務所子育て支援課長
駿河福祉事務所高齢介護課長
清水福祉事務所生活支援課長
清水福祉事務所障害者支援課長
清水福祉事務所子育て支援課長
清水福祉事務所高齢介護課長
清水福祉事務所蒲原出張所長
保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課長
保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課生活環境支援担当課長
保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課長
保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課長
保健福祉長寿局健康福祉部高齢者福祉課長
保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課長
保健福祉長寿局健康福祉部地域リハビリテーション推進センター所長
保健福祉長寿局地域支え合い推進部地域包括ケア推進課長
保健福祉長寿局保健衛生医療部こころの健康センター所長
保健福祉長寿局保健所精神保健福祉課長
こども未来局こども未来課長
こども未来局こども若者応援課長
こども未来局幼児教育・保育支援課長
こども未来局こども家庭福祉課長
教育委員会事務局教育局児童生徒支援課長

包括的相談支援事業 一覧

分野	事業名	運営形態	実施体制	主な実施内容	実施目標	評価指標	所管課
介護	包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) [法第106条の4第2項第1号のイ]	委託	城西地域包括支援センター	主に高齢者に関する保健・福祉・医療・介護などの総合的な相談、自立して生活できるような支援等を行います。	各所管課への調査中		地域包括ケア推進課
			安西番町地域包括支援センター				
			城東地域包括支援センター				
			井川地域包括支援センター ※窓口機能のみ				
			伝馬町横内地域包括支援センター				
			城北地域包括支援センター				
			千代田地域包括支援センター				
			長尾川地域包括支援センター				
			美和地域包括支援センター				
			賤機地域包括支援センター				
			安倍地域包括支援センター				
			服織地域包括支援センター				
			藁科地域包括支援センター				
			小鹿豊田地域包括支援センター				
			八幡山地域包括支援センター				
			大谷久能地域包括支援センター				
			大里中島地域包括支援センター				
			大里高松地域包括支援センター				
			長田地域包括支援センター				
			丸子地域包括支援センター				
			港北地域包括支援センター				
			興津川地域包括支援センター				
			両河内地域包括支援センター				
港南地域包括支援センター							
岡船越地域包括支援センター							
高部地域包括支援センター							
飯田庵原地域包括支援センター							
松原地域包括支援センター							
有度地域包括支援センター							
蒲原由比地域包括支援センター (由比窓口)							

障 害	相談支援事業 [法第106条の4第2項第1号のロ]	委託	静岡市障がい者相談支援推進センター (静岡市障害者協会)	地域の障害相談支援の拠点として、総合的な相談業務や、地域の実情に合わせ地域の相談支援体制強化の取組などを行います。			障害福祉企画課	
			葵区障がい者相談支援センター 済生会じょうとう	主に身体障害に関する相談に応じるとともに、地域の実情に合わせ地域の相談支援体制強化の取組などを行います。				
			駿河区障がい者相談支援センター ピアサポート					
			清水区障がい者相談支援センター そら					
			葵区障がい者相談支援センター コンパス北斗	主に知的障害に関する相談に応じるとともに、地域の実情に合わせ地域の相談支援体制強化の取組などを行います。				
			駿河区障がい者相談支援センター 済生会れいわ					
			清水区障がい者相談支援センター わだつみ					
			静岡市障がい者相談支援センター アグネス静岡	主に重症心身障害に関する相談に応じるとともに、地域の実情に合わせ地域の相談支援体制強化の取組などを行います。				
			静岡市支援センターなごやか	主に精神障害に関する相談に応じます。				精神保健福祉課
			静岡市支援センターみらい					
はーとぱる								
こ ど も	利用者支援事業【基本型】 (こども未来サポーター) [法第106条の4第2項第1号のハ]	委託	静岡中央子育て支援センター	主に子育てや保育施設などの入所について相談に応じたり、情報提供をしています。			こども未来課	
		委託	地域子育て支援センター北安東					
		委託	地域子育て支援センター小百合					
		委託	城東子育て支援センター					
		直営	地域子育て支援センター服織					
		直営	地域子育て支援センター英和					
		直営	地域子育て支援センター登呂					
		直営	地域子育て支援センター丸子					
		委託	清水中央子育て支援センター					
		委託	地域子育て支援センター草薙ふたば					
		委託	地域子育て支援センターゆめの木					
		委託	蒲原子育て支援センター					
	利用者支援事業【特定型】 (保育コーディネーター) [法第106条の4第2項第1号のハ]	直営	葵福祉事務所子育て支援課	主に、認定こども園や保育所等の利用に関する相談に応じたり、情報提供を行います。			幼児教育・保育支援課	
			駿河福祉事務所子育て支援課					
清水福祉事務所子育て支援課								
利用者支援事業【母子保健型】 [法第106条の4第2項第1号のハ]	直営	葵こども家庭センター	主に妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談を行い、切れ目ない支援体制の構築をします。			こども家庭福祉課		
		駿河こども家庭センター						
		清水こども家庭センター						
生 活 困 窮	生活困窮者自立相談支援事業 [法第106条の4第2項第1号のニ]	委託	静岡市暮らし・しごと相談支援センター (葵区相談窓口)	主に、暮らしや仕事にお困りの方、不安のある方の相談に応じ、適切な制度の紹介や就職のための支援などを行います。			福祉総務課	
			静岡市暮らし・しごと相談支援センター (駿河区相談窓口)					
			静岡市暮らし・しごと相談支援センター (清水区相談窓口)					

地域づくり事業 一覧

分野	事業名	運営形態	実施体制	主な実施内容	実施目標	評価指標	所管課
高齢	一般介護予防事業 (地域介護予防活動支援事業) [法第106条の4第2項第3号のイ]	委託	S型デイサービス 葵 区:74会場 駿河区:66会場 清水区:128会場	在宅の高齢者を対象に、地域の身近な場所で地域住民のボランティアにより行われる介護予防の活動です。健康体操やレクリエーションを行います(月2回開催)。			地域包括ケア推進課
		直営	しぞ〜かでん伝体操サポーター養成講座	地域における高齢者等の主体的な介護予防活動を推進するため、普及啓発活動、体操指導や活動に係る助言等を実践する人材を養成します。			地域リハビリテーション推進センター
			しぞ〜かでん伝体操インストラクター養成講座	地域の活動グループの継続的な介護予防活動を支援するため、医療・介護・福祉等の資格を有する人を対象に、しぞ〜かでん伝体操等や健康教育に関する専門的な指導を行う人材を養成します。			
		委託	元気いきいき！シニアサポーター事業	高齢者の介護予防事業への参加を推進するため、65歳以上の方がシニアサポーターとして登録し、地域貢献活動を行うと、地場産品と交換できるポイントを付与される、ボランティアポイント制度を活用した介護予防事業を実施します。			介護保険課
	生活支援体制整備事業 [法第106条の4第2項第3号のロ]	委託	生活支援コーディネーターを市域、区域、日常生活圏域ごとに配置。	地域における主に高齢者を対象とした生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を進めます。日常生活のちょっとした困りごとを身近な人々で支え合う“支え合い活動”の促進もします。			地域包括ケア推進課
障害	地域活動支援センター基礎的事業 [法第106条の4第2項第3号のハ]	補助金交付	静岡光の家LASC	障害のある方の日中活動の場として、創作活動や軽作業、地域活動への参加などを行っています。			障害福祉企画課
		補助金交付	ゆあメイン	障害のある方の創作的な活動や生産活動の場を提供し、社会との交流や日常生活に必要な支援を行います。			
		指定管理	静岡市支援センターなごやか				精神保健福祉課
		指定管理	静岡市支援センターみらい	精神障害のある方を対象とし、創作的活動や生産活動の場の提供等を行います。			
		委託	はーとぱる				

こども	地域子育て支援拠点事業 [法第106条の4第2項第3号の二]	指定管理	静岡中央子育て支援センター	こども連れで遊びながら、情報交換や仲間づくりをすることができる場の提供を行います。また、子育ての不安や悩みについての相談に対応するほか、イベントや育児講座なども実施しています。			こども未来課
		委託	地域子育て支援センター北安東				
		委託	地域子育て支援センターあゆみ				
		委託	地域子育て支援センターしずはた				
		指定管理	城東子育て支援センター				
		直営	地域子育て支援センター服織				
		委託	地域子育て支援センター小百合				
		直営	地域子育て支援センター英和				
		直営	地域子育て支援センター登呂				
		直営	地域子育て支援センター丸子				
		委託	長田子育て支援センター				
		委託	地域子育て支援センターよしよし				
		委託	地域子育て支援センターおひさまの森				
		指定管理	清水中央子育て支援センター				
		直営	地域子育て支援センターメリーゴーランド				
		委託	地域子育て支援センターあけぼの				
		委託	地域子育て支援センターすぎの子				
		委託	地域子育て支援センター草薙ふたば				
委託	地域子育て支援センターゆめの木						
委託	蒲原子育て支援センター						
委託	由比子育て支援センター						
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	委託	誰もが「生涯活躍のまち」の推進	地域・多世代交流のための講座、イベント等を開催します。			地域包括ケア推進課

## 第 4 次静岡市地域福祉計画 後期実施計画の策定について

### 1. 背景

令和 5 年 3 月に策定した第 4 次静岡市地域福祉計画について、令和 8 年度をもって前期実施計画の期間が終了するため計画の見直しを行い、令和 8 年度末までに見直し内容を反映させた後期実施計画を策定する。

### 2. 目的

- ・ 現行計画の進捗状況を確認し、課題や成果を整理する
- ・ 社会環境や地域課題の変化を踏まえ、必要な修正を行う
- ・ 次期計画の策定に向けた基礎資料とする

### 3. 基本的な考え方

- ・ 基本理念および基本目標といった計画全体の大幅な変更は行わないが、取組の視点および既存事業について見直しの可能性あり
- ・ 各事業の実施目標に、アウトカム指標および指標設定の考え方を追加
- ・ 新規事業については、計画を構成する事業として後期計画に登載
- ・ 計画に内包している静岡市成年後見制度利用促進計画についても見直し

### 4. 主な検討内容

#### (1) 施策・事業の進捗状況の確認

- ・ 各施策・事業の整理（実施／継続／一部実施／廃止／未実施）
- ・ 数値目標・指標の達成状況

#### (2) 関係者意見の把握

- ・ 分科会での意見聴取
- ・ 各課および関係団体からの意見聴取

### 5. 今後のスケジュール（別紙 資料 2-2）

